

議長(上田順康君)順番13、13番 松浦君。

〔13番(松浦健次君)登壇〕

13番(松浦健次君)私は、次の五つの点につき質問いたします。

1、職員の意識改革について、2、一部事務組合で運営する母子生活支援施設わかくさの建て替え計画の推移について、3、広域ごみ焼却場の建設について、4、ごみ行政について、5、なれ合い政治、事なかれ主義、場当たり先送り政治を排除するための一方策について、以上の五つの点について伺います。

まず第1に、職員の意識改革について伺います。

過日、本市の福祉課職員が詐欺容疑で逮捕・起訴され、これに関連して、市役所その他の庁舎が大捜索を受けて、押収された書類等の資料は段ボール200箱にも及ぶと言われているとあります。

かかる事態は、市役所の業務に対する市民の信頼を失墜させるとともに、橋本市の内外に対する威信を汚す大失態であります。

私は、今回の事件の原因は、市職員の規律の緩み、及び職責に対する自覚の欠如にあると考えますが、市当局は、この不祥事の原因はどこにあると認識しているのかを伺います。

また、関係者の処分、その内容及び橋本市がこうむった損害を含め、事実関係の説明を求めます。

さらに、再発防止に向けて、いかなる対策を用意しているのかを伺います。

第2に、一部事務組合で運営する母子生活支援施設わかくさの建て替え計画の推移について説明を求めます。

第3に、広域ごみ焼却場の建設について伺

います。

まず、環境調査は十分行われているのか。どのようになっているのかを伺います。

次に、21年4月稼働予定の新焼却場の炉の規模は、その時点で搬入されるごみの量を前提として決定されるべきですが、生ごみの堆肥化、ごみの分別等も進むため、可燃ごみの総搬入量は現在よりも減少すると予想できます。

そこで、新焼却場が稼働する時点で、ごみの総搬入量をどのように予想しておられるのか、また、その量に対応した適正な炉の規模をいかに考えているのかを伺います。

第4に、ごみ行政について伺います。

ごみの量はピーク時、たしか平成13年度と記憶しておりますが、ピーク時からどれほど減量できたのか。量とそれによって削減された経費の額がいかほどか。旧橋本市、旧高野口町それぞれについて説明願います。

第5に、なれ合い政治と事なかれ主義、場当たり先送り政治をなくするための一方策について提案いたします。

これまで議会において、市当局が答弁した事項が誠実に執行されたか否かについて適切に検証されず、言いつばなし、聞きつばなしとなることも少なくありませんでした。そのため、その場しのぎの先送りの無責任な答弁がされる場合もありました。

このような弊害をなくするために、議会で答弁した事項が執行されたか否かを、1年後の議会開会の1週間前に議会に対して報告することを提案いたします。

例えば、1年前の議会で実施すると答弁した事項について、実現できたか否か、実現で

きなかったとすれば、その理由は何か、合理的理由がないとすれば、その結果に対し、だれがどのような責任をとるのか、文書で議会に報告していただきたい。

善処すると答弁した場合にも、どのように善処したのか。前向きに検討すると答弁された場合にも、どのように前向きに答弁して、どういう理由で、現在どういう結果となっているかを報告していただきたいと思います。

これにより、市当局と議会との間に緊張関係の上に立った信頼関係が実現し、市政は飛躍的に充実、活性化すると考えます。

この提案は、昨年12月議会では採用されるに至りませんでした。市民からの反響及び事柄の重大性に鑑み、再度提案いたします。木下市長の政治的英断を求めます。

以上により、私の1回目の質問を終わります。

議長（上田順康君）この際、13番 松浦君の一般質問に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後1時1分 再開）

議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。13番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）13番 松浦議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、議会答弁の経過措置の件についてでございますが、昨年12月議会で答弁させていただき、再度申し上げることになりますが、市政の最高決議機関である議会において、市民の代表である議員諸氏に対する答弁においては、当然のことながらも、真摯に対応して

いるところでございます。

また、市政の審議機関である議会と執行機関である市当局との間での議論のあり方については一定のルールが必要でございますし、現在まで、諸先輩方が議論を積み上げ、つくり上げてきた結果が現在の方法であります。

しかし、議員ご指摘の点につきましては、今回の合併を契機に、議会对応への新しいあり方として、県議会における一般質問の措置状況という文書による整理をされているものを参考にいたしまして、今議会中に、議会に対し文書でもって検討を申し入れたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、残余の件につきましては担当参与よりお答えをいたします。

議長（上田順康君）助役。

〔助役（清原雅代君）登壇〕

助役（清原雅代君）次に、福祉課職員が起こしました事件のご質問でございますが、関係者の処分につきましては、平成18年3月31日付けで、元福祉課職員が大阪地方検察庁により起訴されました。4月28日には第1回公判が開始され、6月13日には第2回の公判が予定されております。

市といたしましても、裁判の経緯も十分注意を払ってまいりたいと考えていますが、できるだけ早期に関係者の処分は実施したいとも考えております。

次に、橋本市が被った損害を含む事実関係でございますが、一つは生活保護支援システムの架空リース詐欺事件で、元福祉課職員は、平成18年2月23日、大阪地方検察庁に逮捕され、3月15日に有印公文書偽造、同行使、並びに詐欺で起訴されました。福祉事務所が生活保護の支援システムを購入した事実はないのに、福祉事務所がシステムを共同リース株式会社に売却し、その後、共同リースが橋本

市との間でリース契約を結んでリース料を取得できるかのように偽って、その売却代金を搾取したものです。

生活保護費につきましては、平成18年3月31日付けで、社会福祉法人紀ノ川寮に入所している被保護者の生活保護費を、平成15年4月分より平成18年2月までの分を搾取したとして、詐欺及び虚偽有印公文書作成、同行使の罪で起訴され、平成18年4月28日に第1回公判が開始されました。

搾取の方法は、窓口払いにより出納室から現金を持ち出し、領収書を捏造し、出納室に提出し、監査を通していました。

また、架空の支出をでっち上げ、施設名義の銀行口座への振り込み等を行っていました。ただし、支出証憑書等の資料が現在大阪地検に押収されていますので、損害額については確定できない状況であり、再三再四大阪地検に対し、早急に押収している書類の返還を申し出ておりますが、一部の部署の書類は返還されておりますが、多くははまだ返還されておらず、今後も引き続き返還の申し出を進めてまいります。

次に、再発防止に向けましては、今回の詐欺事件の実態解明を行うとともに、こうした不祥事の再発防止策の検討及び組織の問題等について調査検討を行うため、橋本市不祥事問題調査検討委員会を設けました。

この委員会において、事件発生の実態解明や再発防止及び業務等の改善策について検討してまいっております。結果として、職員一人ひとりがお互いに相互牽制による不正誤謬の事前防止対策や地方公務員法のみならず、あらゆる法令を遵守していかなければならないと考えております。

行政運営の透明性と市民の皆さまへの信頼性の確保などに基つき対応を図ってまいりたいと考えております。

既に一部の取り組みは実施いたしております。一つには、不正に押印された公印管理については、橋本市公印規則の一部改正を行い、公印台帳作成を義務づけています。

また、現金による搾取の対応として、現金の支払い部分は従来から口座振り込みの推進を図っておりましたが、今後は口座振り込みによる取り扱いを基本として進めてまいります。

同時に、綱紀の厳正保持及び服務規律の遵守についても、橋本市職員不祥事問題検討委員会委員長名で通達を出すとともに、これらを新たに喚起して、職員の非違行為を未然に防止し、市民の皆さまの信頼を回復・確保することを目的として、職員が非違行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等を行った場合における懲戒処分の指針もあわせて策定いたします。

内容等につきましては、国及び県の懲戒処分の指針を参考といたしまして現在策定を進めており、公表していくことで未然防止するとともに、懲戒処分がより一層厳正に行われるように対処してまいりたく考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（上田順康君）市民部長。

〔市民部長（宮岡清文君）登壇〕

市民部長（宮岡清文君）ごみ行政についてのおたただしですが、現在、橋本市衛生自治会を通じて、生ごみ堆肥化事業や生ごみ処理機の利用などにより、市民の皆さまにごみの減量に積極的に取り組んでいただいております。

このような状況のもと、ごみの減量の成果についてでございますが、ピーク時の平成13年度のごみの総排出量と平成17年度の総排出量を比較いたしますと、旧橋本地域では約6.7%、旧高野口地域では約3.7%の減量となっております。

また、年間一人当たりのごみの排出量についてでございますが、平成17年度の実績で見ますと、旧橋本地域の場合、一人当たり年間369kgであり、旧高野口地域の場合は365kgとなっており、ほとんど差はないものと考えます。

今後も新市全域でごみの減量に努力してまいりたいと考えますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（上田順康君）広域ごみ対策室長。

〔広域ごみ対策室長（山本重男君）登壇〕

広域ごみ対策室長（山本重男君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、環境影響調査についてでございますが、この調査はあくまでも広域組合が事業主体であり、管理者会及び組合議会の承認を得て実施した業務であることをご理解いただきたいと思っております。

生活環境影響調査については、調査範囲の考え方に相違があるようです。この件について、広域組合からは、計画地の気象条件等を勘案し、全国的なごみ処理施設の事例等を参考にして調査範囲を設定したものであり、拡散計算の結果からも適正なものであったと聞いております。

なお、広域組合では、ごみ処理施設周辺地区の環境調査を今回だけで終了するのではなく、今後も継続して実施することにより、時系的な環境変化を確認していくと聞いております。

次に、平成21年稼働後の焼却場の炉の規模については、現在広域組合で計画されているごみ処理施設の焼却炉の規模は1日101トンであります。この算出根拠は、施設完成後に最も焼却対象ごみ量がピークとなる平成21年度の予測値をもとに計算されたものです。

この予測値から実稼働日、稼働率を旧厚生省の基準によって考慮し、1日101トンの施設

規模が決定されております。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

健康福祉部長（上田敬二君）伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合で運営する母子生活支援施設わかくさの建て替え計画の推移についてお答えいたします。

まず、平成16年2月の組合議会において建て替えが決定され、用地買収を進めてまいりましたが、交渉が難航したため断念し、平成18年2月開催の組合議会において、建設用地の変更議案が承認されたことは、本年3月議会の一般質問でお答えしたとおりでございます。

その後、4月の九度山町長選挙で岡本章氏が当選され、前管理者奥野恒太郎氏は町長の職を失ったことにより、同時に組合議員の職を失い、かわって岡本町長が組合議員に就任され、5月31日開催された組合全員協議会において、わかくさ建て替えについて再度審議されました。

その結果、建て替えについては再考し、現施設については大規模修繕で対応する。具体的には、改善の必要な共同ぶろについては各部屋のベランダを拡張し、ユニットバスを設け、トイレについては和式から洋式に変更する。外壁の塗りかえや亀裂修復なども含めて工事費を算出し、決裁を得る。

また、関係市町からの負担金の取り扱いなどについては、今後改めて検討されることになりましたので、報告させていただきます。

以上です。

議長（上田順康君）13番 松浦君、再質問ありますか。

13番 松浦君。

13番（松浦健次君）一つ一つ順番に再質問させていただきます。

損害額は書類がないので出ていないということですけども、それはやむを得ない点もあ

ると思います。しかし処分がまだなされていないということは、よく言われる自浄能力という点で、書類がなければということで、あるいは裁判が終わっていなければ捜査の邪魔になるというようなことで、なかなか手つかずだというのであれば、やっぱり自分たちは、橋本市役所としてはどういう事実をつかんで、どの事実のもとにこういうことをやっただと。それに対して、例えば当人はもう処罰されていますけれども、その上司あるいは上司の上司、その辺のところの管理責任不行き届きという点なんかでも、もう明らかになるんじゃないんですか。その点について、何も処分されていないということはあまりにも生ぬるいんじゃないんですかね。

お答え願います。

議長（上田順康君）助役。

助役（清原雅代君）職員の処分について、ただ今ご質問がございましたが、これにつきましては、委員会を立ち上げて、もう既に何回か集まりまして検討しているところでございます。

市長からは、早急にその処分について実施するよとということと言われておりますが、この分については顧問弁護士とも相談しながら、今、第1回目の公判が終わった段階で、次、第2回目、本人からの陳述があるというふうにも聞いております。

こういったことも、その中を見極めた上で、きちっとした処分をしていきたいと。いったん出してしまいましたら、また再度というか、出し直しということはできませんので、そういったことも考慮しながら、できるだけ早い時期に処分をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）しかし、例えば直接の

上司は、自分がどういう点で手抜かりがあったから部下がこういうことをしたということぐらいはわからないんですか。お互い、検討、そんなことをしないんですか。何とか委員会を立ち上げて、立ち上げて、先ほどもいっばい何か委員会をつくるとか言うていますがけども、そんなもんつくる前にやるべきこと、たくさんあるの違いますかね。

きのうの話でも、理事が意識改革をやると、それについては、北風と太陽の話を持ち出して、できたら太陽の暖かみでやっていきたいとおっしゃいましたけれどもね、もう太陽の暖かみって、ここ何十年かずっと浴びてきているんじゃないんですか。

やっぱり事と次第、問題によっては北風で外套を吹き飛ばすぐらいの馬力のかかった処分、あるいは懲戒ということも必要じゃないんですか。あまりにも甘いと思いますよ。

簡潔にお願いします。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）13番 松浦議員の再質問にお答えをしたいと思います。

大阪地検特捜部という50名の皆さんが入りまして、相当な資料を全部押収されたと、関係のね。これに鑑みまして、非常に責任の重大さを感じておるわけでございます。

したがいまして、本人はもう既に処分は終わっておるわけでございますが、私を含めて、やはりきちっとした処分をしていかなければならない。このことにつきましては、まず資料が一応原則として、終わったよと、戻ってきたらその翌日でもできます。

しかし、助役から申し上げたように、まだ再度何かが出てくるかわかりません。そのときにまた追加の処分をなんべんもするということがいかなものかなということでございますもので、ご指摘がございましたから、1

日も早く、できるだけきちとした処分を責任を持って行いたい、そういうことで私にお任せをいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）そしたら、今の時点で、直接の上司にどういう点が手抜きがあったかということぐらいは調べてあるんでしょうね。その点について説明してください。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）本人が大阪の拘留所におられるわけございまして、その中で3度ほど接見に行っております。

そういうことで、はじめの共同リースの部分につきましては全然表へ出ていない部分でございますので、ぐるりの者につきましても、全然どうもコメントのしようがないと。いつの段階で判が押されたということもわからないということで、本人はどうやったかということ聞きに行っております。

それと、今さっきの処分の問題との、時期との関連になりますけれども、実はきょう2回目の公判ということで、公判が開かれてございます。ということで、現在、橋本市から3名の方が傍聴に行っております。

そういうことで、2回目の公判は本人の陳述があるということで、その陳述を受けて、処分の内容が変わるかもしれないということで、弁護士とも相談した中で、この2回目の陳述が非常に重要ではないかということで、処分を保留にしているような状態でございます。

と言いますのは、保護費の部分については、接見しても、裁判に影響するということで本人も陳述はされません。そういうことで、職員についてはある程度、話は聞いておるわけでございますけど、本人の言い分というものも聞かなければ処分ができないということで、

きょうの第2回目の公判を待っているような状態でございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）そしたら、その点について深追いはやめまして、意識改革という点で、橋本市の懲戒処分の内容というのは現在どのように整備されているのでしょうか。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）現在までも何十件かの処分があったわけでございますけども、その処分につきましては、橋本市職員の懲戒の手続及び考課に関する条例とか、分限懲戒審査委員会に関する規則、それから、それらに基づきまして、戒告から減俸、それから停職、免職という4種類の処分、それに処分の対象になりませんが、口頭注意と訓告がございます。そういうことで、市の内部組織として分限調査委員会、そういう組織がございますので、その中で審議をして、市長に上申すると。市長から、そういう審査しなさいという命を受けて、そこで審査して、市長に上申して、市長の権限で処分をするというような状況で今まで来ております。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）今では、戒告・減俸・停職・免職とありましたけれども、降格というのはないんですか。そういう中には降格というのはないんですか。

私はなぜこういうことを言うかといいますと、懲戒処分について、どういう内容があるかと。こういうことをして不始末をしたらこうなると、こういう処分があるのと、市役所の職員、皆知らないんでしょう。明確にこういう行為に対してはこれだと、そういうことをきっちりやりながら、それを通していくと。私情を挟まないで、きちっと秩序維持のためにやり抜くという、そういう姿勢がない

ので、こういうあやふやな返答しか出てこないんじゃないですか。

ちょっと余談になりますけども、私、前にワタリをやったときに、市当局の幹部と話をしたんですよ。そしたら、僕は、全然、だれから見ても、あの人は仕事をしていないと言われる人が頑張っている人とほぼ同じに上がっていくのはおかしいと、こういう話をしましたら、それは松浦さん、私も権限があったら、あしたの日にでも首を切りたいのが20人や30人おりますよと、こういうことを僕に言ったんですわ、当時の幹部が。

そういうきっちりした秩序維持のために、明確な基準を設けて、懲戒処分をどんどんやっていかんと、そういう人はなくなりませんよ。意識改革、そういう点で、これを特に強調していきたいと思いますが、当局はどうですか。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）分限処分と懲戒処分ということで分けさせていただきましたら、分限処分というのが降格とかいうことになると思います。今まで分限処分はございません。懲戒処分につきましては、既に免職からございます。

そういうことで、今さっきも助役が言っていましたように、懲戒処分につきましても指針というものをきちっと作りまして、規則だけじゃちょっとあやふやなので、指針ということで、具体的に、どれぐらいやったらどうやということを、飲酒運転したらどうやということも含めまして、そういうことで、抑止力も含めてしていきたいということと、それも年に1度公表していくような形で、決まっていますけど、公表も含めて考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、分限処分、いわゆる降格とかそういうものにつきましては、今回の人勤でも、

その成績主義を入れるということもあります。仕事ができなくても、その分限処分をしていくということも含めまして、今後、それは考えていくべきだと思っております。

以上でございます。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）ありがとうございます。

次に、一部事務組合の、2番に移らせていただきます。わかくさの問題で、予算に関係ありますので、私はその点から質問をさせていただきます。

去年の6月、私は、これは必要ないんじゃないかと、建て替え必要ないんじゃないかと。現場も見て、いろいろ説明を受けました。その後で、建て替え必要ないんじゃないですかと、私がここで質問しましたら、建て替えは必要だというふうに答えられましたけど、その内容をちょっと。どういう理由でこれは建て替えるんだと。資料お持ちでないですか。なかったら私読みますわ。

当施設は昭和54年に建築されましたが、長年の使用のより、内壁、床の亀裂、外壁の剥離、室内への雨漏りがあり、部屋が狭いことや、共同ぶろによる入浴時間の制約があり、また、障害者の入所に対応するバリアフリー化などから、平成16年2月開会の組合議会において建て替えが決定された。

この内容、何も説得力がないんですが、うそだったんですか、これは。組合議会で、議会として、本当に実質的な議論がなされているのかどうか。組合議会としての体をなしていない。

いや、これでね、例えばですよ、橋本市で一部組合に5億6,000万円ほど出しているんですよ。そこへ行っている市長や助役がきちんと言うべきことを言っていないから、九度山の町長が、一月前に就任した人が、これで

言うたら、よし、それを換えようというふうになるんでしょう。そんなに安易に議会へ出席されて、そのままフリーパスで通してしまうようでは困るということでもあります。

議長（上田順康君）一部事務組合に関する質問については、昨日の議会運営委員会におきましてお願いしてまいりましたが、特別地方公共団体で、別法人であり、原則としては質問する権限は及ばないとされております。通告の範囲においては許可しておりますが、実質的な質問はできないと解すべきであるとされておりますので、ご理解、議事運営にご協力のほどよろしくお願ひします。

13番（松浦健次君）それでは、今のほうで、もうちょっとお願ひします。やっぱり我々市民の税金を使って一部組合が運営されていきますので、税金の使途と、予算の使途という観点から効率的な運用をしていただきたいということをお願いしているんです。これについて、組合議会に出席されておられる市長と助役のご見解、簡単に何年もかかって議論されていることが、九度山町長の言うことで、それで行くかと、すぐ建て替えやめになったと。今までの何年もかかった議論は何だったのかと。そこが問題にならないというのはおかしいじゃないですか。

議長（上田順康君）暫時休憩いたします。

（午後 1 時 34 分 休憩）

（午後 2 時 7 分 再開）

議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

企画部長。

企画部長（吉田長司君）先ほどの分限処分でございますけれども、答弁に誤りがありましたので、訂正をおわびを申し上げます。

分限処分、旧橋本市の記録の残るところによりますと、3件ございます。1件は分限懲

戒で、2件は分限降格でございます。いずれも長期無断欠勤によるものでございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）日程に従い一般質問を行います。

13番 松浦君、休憩前に私が申し上げました趣旨に基づき発言をしてください。

13番 松浦君。

13番（松浦健次君）わかくさの話ですけども、3年ぐらい前に建てると、いろんな建てる必要性というのをお聞かせいただいて、また、それに対する設計とか、いろんな極めて大きな投資をされたと。にもかかわらず、今回建てないと、大改修でやめるということになったそうではありますが、どういう理由でなかったのか、お聞かせ願ひします。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）理由ということですけども、かねてより一部事務組合で、母子生活支援施設わかくさの建て替えについて審議され、新しく改築していくということが決定され、これまで進んでおりました。

その後、用地変更承認などの審議が行われておりますけれども、さらに平成18年5月31日の全員協議会で開催されて、改築問題が改めて審議された結果、大規模修繕という方向に大きな方向転換がされた。そういう経過について、一部事務組合の担当者から、私たち説明を受けております。

大きく変更された理由については伺っておりません。今後、事務局のほうへただしていきたい、そう考えております。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）極めていろんな経過の中での事実を見るときに不満はたくさんありますけれども、次の質問に移ります。

ごみの話なんですけども、この広域のごみに関してはあまり市議会では取り上げるなど、

先ほど厳しくくぎを刺されまして、取り上げないよういたしますので、参加しておられる市長はじめ助役、議員の方々、よろしく市民の健康あるいは財政的な観点から適正な議論と結論を導いていただきたいと思います。

4番について伺います。ごみ行政について。

先ほど答弁いただいたんですけども、高野口と橋本市の市民一人当たりのごみの量はほぼ同じということですね。可燃ごみとあれば分けてくれているんですか。全部同じなんですか。

議長（上田順康君）市民部長。

市民部長（宮岡清文君）総ごみ量で。はい、統一でございます。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）それでは、橋本市では、空き缶の回収、アルミ缶の回収、それから古紙の回収というのを、職員あるいは委託業者が集めていたんですけども、これは今度は業者がとってくれるようになりましてね。その余った人員、あるいは菖蒲谷で週1回の可燃ごみの回収、2回が1回になったというような点で、人員が余ってくると思うんです。その余ってこられた人は、その分仕事していないんですか。

議長（上田順康君）市民部長。

市民部長（宮岡清文君）菖蒲谷の地区につきましては、特にごみの減量に理解を示しておられまして、現在、可燃ごみの週2回の収集を週1回という形の中でご協力をお願いしておるんですけども、ただ菖蒲谷の可燃ごみの収集につきましては、現在、委託業者のほうで収集をお願いしておりまして、その部分について、週2回が1回になるということで、いくらかの時間が短縮になると、こういうことでございます。そのことにつきましては、減った部分につきましては、今現在、城山台2丁目の収集を直営でやっておるんです

けども、減った部分をその部分を委託業者に回っていただいておりますと、そういうことでご協力をお願いしておりますと、こういうことでございます。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）そしたら、それと、先ほどのアルミ缶の回収、古紙回収が大分、市内であると思うんですけども、その分について、業者がやっているということで、手の浮いた分はどういうふうに調整されているんですか。

議長（上田順康君）市民部長。

市民部長（宮岡清文君）空き缶類につきましては現在、集団回収に移行しておりまして、特に今スチール缶とアルミ缶を分けなくて、旧橋本市の場合は集団回収をお願いしておるんですけども、特にこの間からも衛生自治会の総会等がございまして、その中で、特に今年度につきましては、区長方のご協力によりまして、目標といたしましてアルミ缶の分別収集を、集団回収への移行という形の中で、全地域にわたって100%を目指して、18年度につきましては各自治会でご協力をお願いするという、そういう決議をいただいております。

現在は約55%ぐらいが、旧橋本地域ですけども、実施済ということで、今後18年度に100%に向けて目標設定していくと、こういうことで聞いております。

特にアルミ缶につきましては、市場価格等の高騰によりまして非常に値がいいということで、現在キロ3円程度でしたか、補助金を出しておるんですけども、集団回収に移行することによりまして、収集分が市のほうが非常に助かるということで、この方向で進んでおります。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）質問に正面からお答えいただいているみたいですけども、集団回

収になった分、直営で集めていた人手という
か、それが浮いてきた分をどういうふうに調
整されておるんですか。

議長（上田順康君）市民部長。

市民部長（宮岡清文君）ごみの集団回収等
によりまして、いろいろ経過等がございます
けれども、ご協力をお願いしておるんですけ
れども、その減った部分につきましては、例
えばペットボトルであるとか、いろいろ今ま
でに直営部分の分別回収のほうに職員体制を
回してきておると、こういう状況ございま
す。

今後につきましても、集団回収等、あるい
は減ったごみの量につきましては、これから
特に直営部分のほうで仕事が減ってくるわけ
ですけれども、その部分につきましては、今
現在、ごみの収集が多いとか、今後予想され
ますプラスチックの分別収集等に向けて、何
らかの形で試行的に分別収集できないとか、
今後、その部分について検討してまいりたい
と、このように思っております。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）ありがとうございます。

そしたら、5番、最後のなれ合い政治と事
なかれ主義、場当たり先送り政治をなくする
ためのてんまつ報告ということなんですけ
れども、市長が県の措置状況というのを参考
にして、何らかの変更というか対策を講じて
いただけるというお話でしたけども、措置状
況というのはどういう内容なんでしょうか。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）13番 松浦議員の再質
問にお答えをいたしたいと思えます。

おただしの県議会での措置状況というこ
とでございますけれども、一応県議会の事務
局にありまして、質問要旨、そして、その
答弁要旨、それから結末の措置を加えました

ということ、質問、答弁、最終措置、この
措置につきましては、最終の年末、年度末、
そのときに行い、6月議会の前に配付して
おるといのが現状であります。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）措置というのは、や
ると言うたことについての答弁ですか、そ
れども、検討をするまで入って、そこまで、
どういう措置をしたということをお返してい
るんでしょうか。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）ただ今のお尋ねであ
りますが、すべてが全部、簡潔型にはま
りません。やはり内容の検討の時間も要
りますし、今後の課題であるとか、今後
の検討、前向きな検討をしてまいりたい
とかということも含んでございます。

以上です。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）確認させていただきます。
措置ということは結局検討すると、どう
いうふうに検討して、どういう理由で今
現在があるかということまで入っている
ということと理解してよろしいですね。

市長（木下善之君）はい、結構です。

13番（松浦健次君）よろしくお願
いします。

これで、議会と市当局とのいろんな
なれ合いが少しでもなくなるような
気がしますので、ありがとうございます。

これで質問を終わります。

議長（上田順康君）これをもって、13
番 松浦君の一般質問は終わりました。